

内部監査の実施状況について

(平成30年3月31日現在)

東京労働局

| 監査対象 官 署 名 | 監査実施日 | 主な監査項目 | 監査結果の概要 | 講ずる措置 |
|---|--|---|--|--|
| 総務部 外5部 中央労働基準監督署 外17署 飯田橋公共職業安定所 外16所 計41所属 | 平成29年6月15日 から7月14日に かけて実施 (前期監査) | <ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・旅費及びICカードに関する事項 ・物品管理に関する事項 ・超過勤務に関する事項 ・その他 | <p>重点項目である「物品管理」関係では、物品管理簿、供用整理簿への登記漏れ、物品標示票の添付漏れ等が複数の所属で確認された。</p> <p>「旅費及びICカード」関係では、業務命令外出伺の提出漏れが散見された。いずれも単純な事務処理の不備に起因するものであった。</p> | <p>各所属の不適切な事務処理に対しては、個別に適切に訂正処理するよう指導を行った。そのうち、重点項目の指導事項に対しては、是正状況の確認だけでなく、発生原因を究明し、再発防止に努めた。特に発生原因の1つとして、担当職員任せで確認体制が確立していないことが考えられるため、管理者による適切な指示・指導のみならず、複数職員での日常点検、監査前の最終点検を確実に実施するよう、指示を行った。</p> |
| 総務部 外5部 中央労働基準監督署 外17署 飯田橋公共職業安定所 外16所 計41所属 | 平成29年11月2日 から12月12日に かけて実施 (後期監査) | <ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・旅費及びICカードに関する事項 ・物品管理に関する事項 ・超過勤務に関する事項 ・その他 | <p>「物品管理」関係では、前期監査で散見された物品管理簿、供用整理簿への登記漏れ、物品標示票の添付漏れ等は減少した。しかし、証紙類に係る自主点検チェックリストの記載誤りが複数の所属で見られた。</p> <p>「旅費及びICカード」関係では、旅費支給の事務処理の流れの誤認識、外出等のために公用ICカードを貸与された者が帰庁後に速やかに返却していない事案が散見された。</p> <p>「超過勤務手当」については、超過勤務時間に整合性がない事案が確認された。</p> | <p>「物品管理」関係については、証紙類の自主点検チェックリスト作成の趣旨を改めて説明し、チェック管理体制を再確認し、紛失事案が発生することがないように、指示を行った。</p> <p>「旅費及びICカード」関係については、旅費支給の流れや公用ICカードの管理といった基本的な事項において、担当者の認識不足が見られたことから、事務処理要領を再読し正確に理解するよう指示した。特に公用ICカードについては、誤使用や紛失等の重大な事故に繋がりがかねないため、担当者だけでなく全職員に基本動作を確実に実施させるよう、指示を行った。</p> <p>「超過勤務手当」関係については、日頃の確認点検が重要であるが、毎月実施しているチェックリストによる点検が形骸化している所属が見受けられたため、管理者による適切な指示・指導のみならず、複数職員での日常点検を確実に実施するよう、指示を行った。</p> |
| 局会計課 | 平成29年12月12日 | <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査調査による各項目 | 概ね適正であった。 | 引き続き、適正な事務処理を徹底する。 |